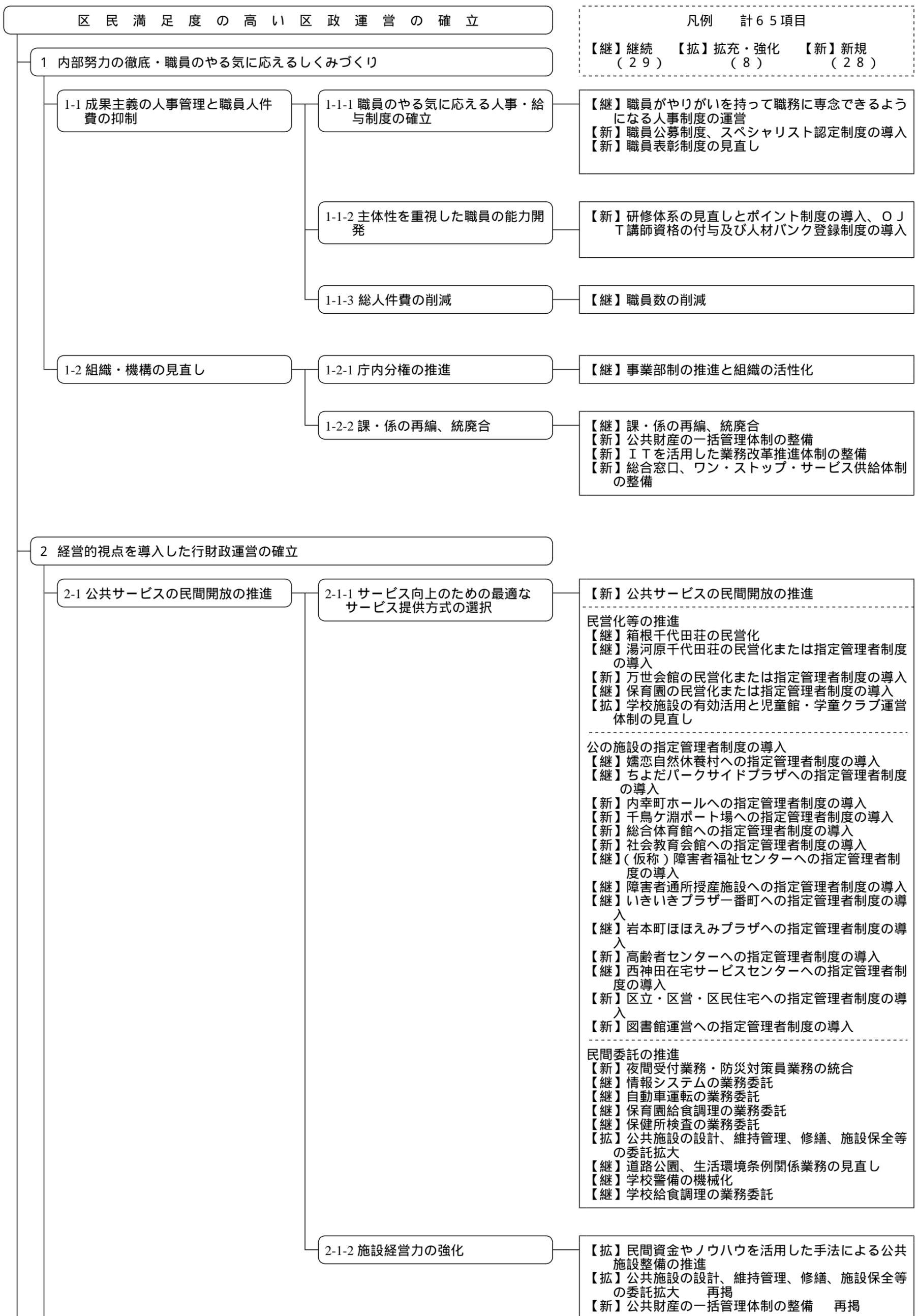
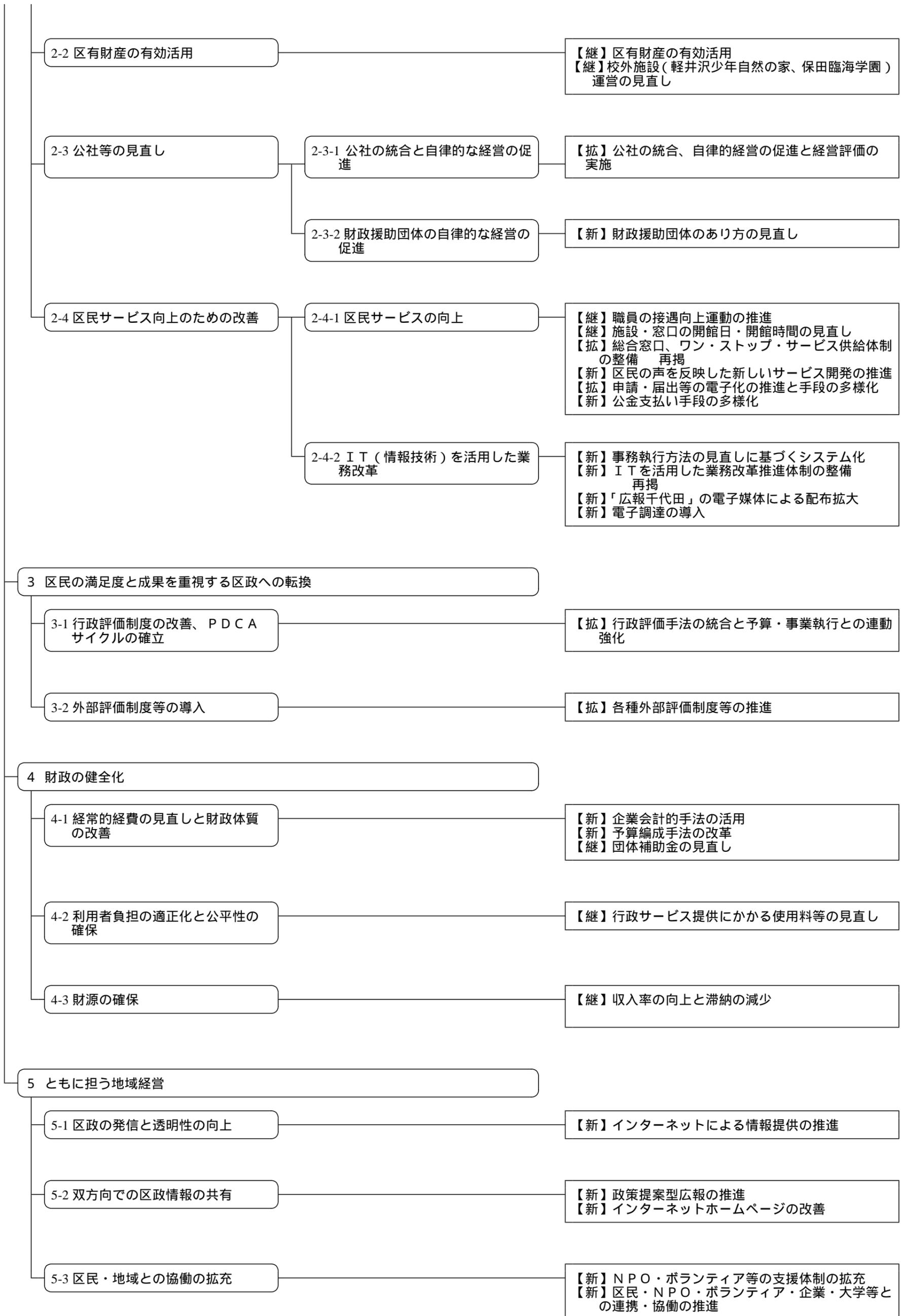


取り組み体系図





行財政構造改革のための取り組み

(平成17年度～21年度 アクション・プラン)

1. 内部努力の徹底、職員のやる気に応えるしくみづくり

(1) 成果主義の人事管理と職員人件費の抑制

職員のやる気に応える人事・給与制度の確立

区民の目線に立った質の高い行政サービスを提供していくためには、職員一人ひとりの職務執行能力を高め、その持てる力を最大限に発揮することができる体制を確立していくことが必要である。

そのため、適材適所の人材登用を推進するとともに、従来の年功序列型賃金体系を見直し、努力した者が正当に評価され、職員へのインセンティブとなる、職員の能力や業績に応じた人事・給与制度の確立を引き続き推進する。

| 取組番号 | 項目 | 取り組み内容 | 見込まれる成果 | 実施スケジュール |
|------|---------------------------------|--|--|----------------------------------|
| | 担当課 | | | |
| 1 | 職員がやりがいを持って職務に専念できるようになる人事制度の運営 | 一般職員の勤勉手当への成績率の導入や、特別昇給・昇格制度の適正な運用など、職員の能力や業績を人事・給与上の処遇に適切に反映できる制度運営を行う。そのためには、目標管理型人事考課制度に積極的に取り組んで、職員の理解と納得を得られる制度の確立を目指す。 | 職員が主体性をもって職務に取り組み、職員の能力・意欲が十分活用できるようになる。また、職員の能力や業績を人事・給与の処遇に反映することができ、職員がやりがいを持って職務に専念できるようになる。 | ・17年度～21年度 推進 |
| | 職員課 | | | |
| 2 | 職員公募制度、スペシャリスト認定制度の導入 | 職場から一定の条件を示して意欲のある職員を募り、応募者の適性を考慮したうえで異動させる職員公募制度や、一定の在職期間を経過した職員をスペシャリストとして位置づけ、長期にわたる在職を可能にするスペシャリスト認定制度を導入する。 | 職員の勤労意欲に応え、職員が自己啓発、研修等で身につけた能力を最大限に発揮できる人事配置が可能になる。そのことにより限られた人材の効率的・効果的活用を図ることができる。 | ・17年度 一部実施 ・18年度 実施(完了) |
| | 職員課 | | | |

| | | | | |
|---|------------|---|--|-----------------|
| 3 | 職員表彰制度の見直し | 職員の職務に対する意欲を高め、改革志向を奨励するため、職員表彰制度をレベルアップする。 | 区民サービスの向上や事務事業の効率化に結びつくような優れた改革提案の発案が期待できる。また、職員の意欲向上も見込まれる。 | ・17年度 実施(完了) |
| | 企画総務課、職員課 | | | |

主体性を重視した職員の能力開発

先進的な政策や事業を展開していくためには、組織全体の政策形成能力を高め、それを可能とする人材育成が重要である。限られた財源で効率的な行政運営を進めていく中で、いかに現有職員の能力を磨き、それを伸ばしていくことができるかが、千代田区の命運を握っているといえる。人材育成基本方針に基づき、「プロの目と耳と心を持った職員」「改革を志向する職員」等を育成するため、これまでの画一的な能力付与型の研修から、能力開発型の研修に転換するなど、職員の主体性を重視した能力開発を進める。

| 取組番号 | 項目 | 取り組み内容 | 見込まれる成果 | 実施スケジュール |
|------|---|--|--|----------------------------------|
| | 担当課 | | | |
| 4 | 研修体系の見直しとポイント制度の導入、OJT講師資格の付与及び人材バンク登録制度の導入 | 選択研修や昇任前研修を実施するとともに、同一職層在職中に最低限必要な単位数を定め、その内容に応じたポイントが与えられるシステムを導入する。また、一定期間実務経験を積み、豊富な知識・能力を身につけた職員に対して、「OJT講師」の資格を付与する。さらに、語学・手話等の能力を持つ職員を登録し、必要に応じて能力を活用する「人材バンク登録制度」を導入する。その他、大学院や民間機関等での職員研修を拡充し、職員の資質を高めていく。 | 複数のカリキュラムから選択できるため、職員に対する自主性が高められる。また、OJT講師の経験・知識を共有し、職務に活かすことで職場全体の職務遂行能力が高められるとともに、資格を付与された職員や登録された職員の能力を積極的に活用することができる。 | ・17年度 一部実施 ・18年度 実施(完了) |
| | 職員課 | | | |

総人件費の削減

区では、これまでも職員定数の削減に取り組んできたところであるが、区政を取り巻く社会経済情勢の変化に対応するため、人件費の歳出全体に占める割合を低下させることにより、区財政の硬直化を回避し、その財源を新たな行政需要に振り向けるなどの観点から、職員数の見直しを行い、新しい区民ニーズに対応した職員配置を行っていく。

その際、公共サービスの担い手の拡充と効率的・効果的なサービス実施の

観点から民間開放を進め、事業・施設の民営化、委託化、施設の運營業務や事業を含めた施設全体への指定管理者制度の導入、あるいは退職不補充を含め、職員人件費をより厳しく抑制しつつ、人材の有効活用を図っていく。

なお、職員給与費の圧縮については、今後の区財政状況を勘案し、措置について検討する。

| 取組番号 | 項目 | 取り組み内容 | 見込まれる成果 | 実施スケジュール |
|------|--------|--|-------------------|-------------|
| | 担当課 | | | |
| 5 | 職員数の削減 | 引き続き組織の見直しや業務の簡素化・効率化及び民間開放の推進等により、総人件費を抑制する。中等教育学校の開設など、区の重点施策へは積極的に職員配置を行う一方、職員数のおおむね2割(約240名)の削減をめざす。 | 効率化による経費節減が見込まれる。 | 17年度～21年度推進 |
| | 職員課 | | | |

(2) 組織・機構の見直し

庁内分権の推進

区民の目線に立った質の高い行政サービスを提供していくためには、職員一人ひとりの職務遂行能力を高めることはもとより、政策立案機能の強化と社会経済情勢や事業執行状況に即応した、弾力的な事業執行が行える体制を確立する必要がある。

そのため、モチベーションの高い組織をめざし、各部を一つの経営体としてとらえ、予算編成・執行権や人事権、組織編成権などの権限移譲を進め、行政評価や業績評価によって成果を評価・検証し、次年度の予算枠や職員数などに反映していくことで、組織のインセンティブを高める事業部制を導入した。

この趣旨に則り、事業部制による庁内分権の定着を進めるとともに、より自主性を高め、迅速かつ的確な区民サービスを実現していくため、さらなる分権を進め、各部の企画経営能力を高めていく。

| 取組番号 | 項目 | 取り組み内容 | 見込まれる成果 | 実施スケジュール |
|------|----------------|--|--|-------------|
| | 担当課 | | | |
| 6 | 事業部制の推進と組織の活性化 | 引き続き事業部制を推進し、予算編成・執行権、人事権、組織編成権などの各部への移譲を促進するとともに、事業部の企画経営能力向上を支援していく。 | 事業部内における予算・人事・組織の機動的・弾力的な運用により、効率的な行政運営が期待できるほか、区民に近いところに権限を移譲することにより、区民ニーズの動向に的確に対応したサービスの向上が期待できる。 | 17年度～21年度推進 |
| | 企画総務課 | | | |

課・系の再編、統廃合

企画立案から決定までのプロセスを短縮し、事務執行の効率化を図るとともに、行政需要や課題に機動的・弾力的かつ複合的・横断的に対応できる体制を構築するため、課・系の再編、統廃合を推進するとともに、職員一人ひとりが担当職務の責任者としての意識と意欲を持って職務を遂行できる体制づくりをめざす。

また、公共施設などの区有財産全般について設計から施設経営まで一括して行う体制、業務改革をIT化と合わせて推進する体制や、新庁舎整備に伴いワン・ストップ・サービスをめざす総合窓口の体制などの整備を行い、業務の効率化とサービスの向上を図る。

| 取組番号 | 項目 | 取り組み内容 | 見込まれる成果 | 実施スケジュール |
|------|------------|--|--|-------------|
| | 担当課 | | | |
| 7 | 課・系の再編、統廃合 | 事務執行の効率化と行政需要や課題に複合的に対応できる体制を構築するため、引き続き課・系の再編、統廃合を推進し、おおむね1割(約30ポスト)の削減をめざす。 | 事務執行の効率化と行政需要や課題に機動的に対応できる体制が確保される。 | 17年度～21年度推進 |
| | 企画総務課 | | | |
| | | <p>公共財産の一括管理・調整体制の整備 (企画総務課、経理課、営繕課)</p> <p>公共施設などの区有財産全般について、設計から施設経営までを一括して管理・調整する組織を設置し、ライフサイクルコストを踏まえた施設経営を推進する。</p> | 公共施設のライフサイクルコストが低減し、維持・修繕が適宜行われるなど施設の長寿命化が促進される。また、委託化により経費節減が見込まれる。 | |
| | | <p>ITを活用した業務改革推進体制の整備 (企画総務課、情報システム課)</p> <p>事務の執行方法の抜本的見直しとIT化を推進する専門組織を設置する。</p> | 行政執行の質的向上と業務効率改善が推進され、最小の費用で最大の成果を挙げる区政運営が図られる。 | |

| | | |
|--|-------------------------|--|
| <p>総合窓口、ワン・ストップ・サービス供給体制の整備 (企画総務課、戸籍住民課)</p> <p>新庁舎整備に伴い、戸籍、住民記録、税証明などの事務を総合的に担当する組織を設置し、ワン・ストップ・サービスの実現を目指す。</p> | <p>区民サービスの向上が見込まれる。</p> | |
|--|-------------------------|--|

2. 経営的視点を導入した行財政運営の確立

(1) 公共サービスの民間開放の推進

サービス向上のための最適なサービス提供方式の選択

区が行っている行政サービスについて、これまで民営化、委託化を進めている状況を踏まえつつ、経営的視点で見直し、民間開放することが適していると判断される場合には、それぞれ民営化（民設民営方式）、指定管理者制度の導入（公設民営方式）、民間委託（個別の業務委託）を推進していく。

これらの民間開放にあっては、質の高いサービスが提供され、かつ経費・業務の効率化が図られることが必要であることから、その業務が必要か、区が直接実施しなければならないかを判断したうえ、区の関与の度合いや民間によるサービス改善の可能性などを考慮し、最適なサービス実施主体・形態を検討していく必要がある。

これらの観点から検討した結果、現状では以下の表の業務・施設について、具体的に民間開放を進めていく。

また、行政が提供しているサービスの質と経費を、現在のサービス提供者である行政と民間事業者の間で比較する市場化テスト（官民競争入札）により、民が優れていれば官から民に事業実施を移行することが可能となる。どの形態の民間開放を行うべきか判断が不明確な場合や、区の直営であった分野に民間開放を適用する場合は、必要に応じて市場化テストのような手法で検討する必要がある。

さらに、民間開放の具体的推進にあたっては、サービスの平等性や公正性を担保するための指導・監督など、行政サービスの品質の保証やチェック体制のしくみづくりを行いつつ、民間の経営能力の発揮を図り、サービス水準の確保、向上を図れるようにしていく。

また、民間開放を実施した業務や施設については、定期的にその効果を測定・評価し、実施内容や対価について見直しを行い、改善していく必要がある。

なお、民間開放の際には、区政運営の資源を他の業務（中核業務）に振り

替え、集中化することで、区政運営の効率化、適正化と区の行政力の強化を図る観点を含め取り組んでいく。

| 取組番号 | 項目 | 取り組み内容 | 見込まれる成果 | 実施スケジュール |
|------|-----------------------------|--|---|---|
| | 担当課 | | | |
| 8 | 公共サービスの民間開放の推進 | 民間開放することが既に決まっているもののほか、区が提供する行政サービス全般について、民間に任せの方が優れていると判断される事業の民間開放(民営化・委託化・指定管理者制度等)を推進していく。 | 区民サービス向上と経費節減を図ることができる。また、民間市場の拡充、雇用の拡大、住民団体・NPOなどの活性化も期待できる。 | ・17年度～21年度推進 |
| | 企画総務課、全課 | | | |
| 9 | 箱根千代田荘の民営化 | 箱根千代田荘の施設を民間事業者は無償貸付し、民営化に移行する。 | 民間の能力活用により、サービス向上と経費節減を図ることができる。 | ・17年度実施(完了) |
| | 区民総務課 | | | |
| 10 | 湯河原千代田荘の民営化又は指定管理者制度の導入 | 湯河原千代田荘の運営について、箱根千代田荘の状況を踏まえて、民営化又は指定管理者制度に移行する。 | 民間の能力活用により、サービス向上と施設の効率的運営、経費節減を図ることができる。 | ・17年度準備 ・18年度実施(完了) |
| | 区民総務課 | | | |
| 11 | 万世会館の民営化または指定管理者制度の導入 | 万世会館の運營業務については、民営化または指定管理者制度に移行する。 | 民間の能力活用により、サービス向上と施設の効率的運営、経費節減を図ることができる。 | ・17年度準備 ・18年度実施(完了) |
| | 区民総務課 | | | |
| 12 | 保育園の民営化または指定管理者制度の導入 | 保育園については、民営化または指定管理者制度の導入を推進する。 | 民間の能力活用により、保育の質を維持したうえで、利用者ニーズに見合ったサービスが柔軟に提供されるとともに、経費節減を図ることができる。 | ・17年度準備 ・18年度実施 (市場化テスト等) ・19年度準備 ・20年度実施 |
| | 子育て推進課 | | | |
| 13 | 学校施設の有効活用と児童館・学童クラブ運営体制の見直し | 子どもの居場所づくりに合わせ、児童館・学童クラブの機能を統合し、アフタースクールすきっぷ事業に準じ民営化を進めるとともに、児童館については役割の見直しを行う。 | 学校施設の効率的運営により放課後児童対策等を充実するとともに、経費節減を図ることができる。 | ・17年度～21年度推進 |
| | 児童・家庭支援センター、学校施設課 | | | |

| | | | | |
|----|---------------------------|--|---|---|
| 14 | 孀恋自然休養村への指定管理者制度の導入 | 孀恋自然休養村について、指定管理者制度を導入する。 | 民間の能力活用により、サービス向上と施設の効率的運営、経費節減を図ることができる。 | ・17年度準備 ・18年度実施(完了) |
| | 区民総務課 | | | |
| 15 | ちよだパークサイドプラザへの指定管理者制度の導入 | ちよだパークサイドプラザの運営業務について、指定管理者制度を導入する。 | 民間の能力活用により、サービス向上と施設の効率的運営、経費節減を図ることができる。 | ・17年度準備 ・18年度実施(完了) |
| | 区民総務課 | | | |
| 16 | 内幸町ホールへの指定管理者制度の導入 | 内幸町ホールの運営業務については、事業も含めて指定管理者制度を導入する。 | 民間の能力活用により、サービス向上と施設の効率的運営、経費節減を図ることができる。 | ・17年度実施(完了) |
| | 区民総務課 | | | |
| 17 | 千鳥ヶ淵ボート場への指定管理者制度の導入 | 千鳥ヶ淵ボート場の運営については、環境省との協議の下、指定管理者制度の導入を検討する。 | 民間の能力活用により、緊急時(修理など)の迅速な対応が可能になるなどサービス向上と経費節減を図ることができる。 | ・17年度準備 ・18年度実施(完了) |
| | 商工振興課 | | | |
| 18 | 総合体育館への指定管理者制度の導入 | 総合体育館の運営業務について、事業も含めて指定管理者制度を導入する。 | 民間の能力活用により、サービス向上と施設の効率的運営、経費節減を図ることができる。 | ・17年度検討 ・18年度準備 ・19年度実施(完了) |
| | 文化学習スポーツ課 | | | |
| 19 | 社会教育会館への指定管理者制度の導入 | 社会教育会館の運営業務について、事業も含めて指定管理者制度を導入する。 | 民間の能力活用により、サービス向上と施設の効率的運営、経費節減を図ることができる。 | ・17年度検討 ・18年度準備 ・19年度実施(完了) |
| | 文化学習スポーツ課 | | | |
| 20 | (仮称)障害者福祉センターへの指定管理者制度の導入 | (仮称)障害者福祉センターについては、今後の施設整備に合わせて指定管理者制度へ移行する。なお業務のスムーズな移行が可能になるよう受託法人の職員を順次受け入れていく。 | 民間の能力活用により、サービス向上と施設の効率的運営、経費節減を図ることができる。 | ・17年度～18年度準備 ・19年度～20年度建設 ・21年度実施(完了) |
| | 生活福祉課 | | | |

| | | | | |
|-----|------------------------------|---|--|--|
| 2 1 | 障害者通所授産施設への指定管理者制度の導入 | 障害者通所授産施設については、新庁舎整備に伴い指定管理者制度へ移行する。平成19年度の開設時にスムーズな移管ができるよう、平成17年度から順次、受託法人の職員を受入れる。 | 民間の能力活用により、サービス向上と施設の効率的運営、経費節減を図ることができる。 | ・17年度～18年度一部実施 ・19年度実施(完了) |
| | 生活福祉課 | | | |
| 2 2 | いきいきプラザ一番町への指定管理者制度の導入 | いきいきプラザ一番町の高齢者福祉施設(特別養護老人ホーム・高齢者在宅サービスセンター)及び区民施設(ホール・プール等)の管理運営について、指定管理者制度を導入する。 | 民間の能力活用により、サービス向上と施設の効率的運営、経費節減を図ることができる。 | ・17年度準備 ・18年度実施(完了) |
| | 福祉総務課、高齢者福祉課 | | | |
| 2 3 | 岩本町ほほえみプラザへの指定管理者制度の導入 | 岩本町ほほえみプラザの高齢者福祉施設(高齢者在宅サービスセンター、グループホーム、ケアハウス及び区民施設(集会室等)の管理運営について、指定管理者制度を導入する。 | 民間の能力活用により、サービス向上と施設の効率的運営、経費節減を図ることができる。 | ・17年度準備 ・18年度実施(完了) |
| | 福祉総務課、高齢者福祉課 | | | |
| 2 4 | 高齢者センターへの指定管理者制度の導入 | 高齢者センターの管理運営について、指定管理者制度へ移行する。 | 民間の能力活用により、サービス向上と施設の効率的運営、経費節減を図ることができる。 | ・17年度準備 ・18年度実施(完了) |
| | 高齢者福祉課 | | | |
| 2 5 | 西神田高齢者在宅サービスセンターへの指定管理者制度の導入 | 西神田高齢者在宅サービスセンターについて、指定管理者制度へ移行する。 | 民間の能力活用により、サービス向上と施設の効率的運営、経費節減を図ることができる。 | ・17年度準備 ・18年度実施(完了) |
| | 高齢者福祉課 | | | |
| 2 6 | 区立・区営・区民住宅への指定管理者制度の導入 | 区立・区営・区民住宅管理業務について、入居者と使用料の決定に関する事項を除き、指定管理者制度による運営に移行する。 | 民間の能力活用により、建物修繕等に関する24時間対応などサービス向上と施設の効率的運営、経費節減を図ることができる。 | ・17年度準備 ・18年度実施(完了) |
| | 住宅課 | | | |
| 2 7 | 図書館運営への指定管理者制度の導入 | 図書館業務の一部委託化を行う。また、新図書館の整備に合わせて指定管理者制度を導入する。 | 民間の能力活用により、開館日の拡大、レファレンスサービスの高度化・専門化などサービス向上と施設の効率的運営、経費節減を図ることができる。 | ・17年度一部実施(一部委託化) ・18年度準備 ・19年度実施(完了) |
| | 図書文化財課 | | | |

| | | | | |
|----|----------------------------|--|---|--------------------------------|
| 28 | 夜間受付・防災対策員業務の統合 | 夜間受付業務と防災対策員業務の統合を検討する。 | 統合により職員ローテーションの弾力化と経費節減が見込まれる。 | ・17年度～18年度準備 ・19年度実施(完了) |
| | 企画総務課、防災課 | | | |
| 29 | 情報システムの業務委託 | 住民情報システムに引き続き、情報セキュリティに配慮しながら、サーバーの運用保守、ヘルプデスク機能(コンピュータに関する日常的な技術指導)等をアウトソーシングし、情報システム業務全般の委託化を推進する。 | 民間の能力活用により、運用保守業務やヘルプデスク機能を質的に向上させ、職員を情報化推進の企画・調整等の本来業務に専念させることができる。 | ・17年度準備 ・18年度～20年度実施(完了) |
| | 情報システム課 | | | |
| 30 | 自動車運転の業務委託 | 公用車運用の委託化を推進する。また、買い替えに際してはリース方式など経費節減を検討する。 | 民間の能力を活用し、効率化による経費節減を図ることができる。 | ・19年度一部実施 ・21年度一部実施 |
| | 経理課 | | | |
| 31 | 保育園給食調理の業務委託 | 引き続き保育園給食調理の委託化を推進する。 | 民間の能力を活用し、給食の質の確保と経費節減を図ることができる。 | ・17年度実施(1園) ・18年度実施(2園)(完了) |
| | 子育て推進課 | | | |
| 32 | 保健所検査の業務委託 | 公害検査、衛生監視等に関わる検査業務について、業務の法的根拠、専門性、効率性を勘案し、民間の検査機関へ委託できるものは、引き続き委託を推進する。食品衛生法改正で導入された登録検査機関の活用も視野に入れながら、食品衛生検査機能を充実する。 | 民間の専門性を生かした検査業務の高度化への対応や、効率化による経費節減を図ることができる。また、区に必要な検査機能に関して、柔軟性が増すことが見込まれる。 | ・17年度～21年度推進 |
| | 生活衛生課 | | | |
| 33 | 公共施設の設計、維持管理、修繕、施設保全等の委託拡大 | ライフサイクルコストを踏まえた施設経営を推進し、設計から維持管理まで全般にわたり民間委託を拡大する。 | 民間の能力活用により、効率的・効果的施設経営と経費節減を図ることができる。 | ・17年度～21年度推進 |
| | 経理課、営繕課 | | | |

| | | | | |
|----|---------------------|--|--|--------------------------------|
| 34 | 道路公園、生活環境条例関係業務の見直し | 道路公園の維持管理と生活環境条例に関する業務(放置自転車、放置看板対策等)については、職員の適正配置と委託化を推進する。 | 民間の能力を活用し、業務の効率化と経費節減とともに職員の能力活用を図ることができる。 | ・17年度～21年度推進 |
| | 道路公園課、生活環境課 | | | |
| 35 | 学校警備の機械化 | 引き続き学校警備の機械化を実施する。 | 機械化により経費節減を図ることができる。 | ・17年度、19年度、21年度実施 ・18年度準備 |
| | 学校施設課 | | | |
| 36 | 学校給食調理の業務委託 | 引き続き学校給食調理の委託化を推進する。 | 民間の能力を活用し、給食の質の確保と経費節減を図ることができる。 | ・17年度実施(2校) ・18年度実施(2校)(完了) |
| | 学校施設課 | | | |

施設経営力の強化

一定の支払いに対し、最も価値の高い公共サービスを提供するという、バリュー・フォー・マネー(Value For Money)の考え方を踏まえ、民間の資金、経営能力、技術を活用することにより、区が直接実施するよりも効果的・効率的な公共サービスを提供するPFI方式や、区有地等の定期借地制度方式等、民間ノウハウを活用した手法による公共施設整備を推進する。

また、施設整備の計画から設計、維持管理や長期的な修繕まで含めたライフサイクルコストを算定し、計画的・総合的な施設の運営管理を行っていく。今後整備する施設については、原則としてすべてを、既存の施設については、できる限り検討対象としていく。

| 取組番号 | 項目 | 取り組み内容 | 見込まれる成果 | 実施スケジュール |
|------|------------------------------|---|-------------------------------------|--------------|
| | 担当課 | | | |
| 37 | 民間資金やノウハウを活用した手法による公共施設整備の推進 | 公共施設整備において、区が直接実施するよりも民間の資金とノウハウを活用した方がより効果的・効率的な行政サービスの提供が可能な場合は、引き続きPFIなど民間ノウハウを活用した手法による整備を推進する。 | 民間の能力活用により効果的・効率的な施設整備・経営を図ることができる。 | ・17年度～21年度推進 |
| | 企画総務課、営繕課、該当課 | | | |

| | | | | |
|------|---|--|--|--|
| (再掲) | (再掲) 公共施設の設計、維持管理、修繕、施設保全等の委託拡大 経理課、営繕課 | ライフサイクルコストを踏まえた施設経営を推進し、設計から維持管理まで全般にわたり民間委託を拡大する。 | 民間の能力活用により、効率的・効果的施設経営と経費節減を図ることができる。 | |
| (再掲) | (再掲) 課・係の再編、統廃合 | 公共財産の一括管理・調整体制の整備 (企画総務課、経理課、営繕課) 公共施設などの区有財産全般について、設計から施設経営までを一括して管理・調整する組織を設置し、ライフサイクルコストを踏まえた施設経営を推進する。 | 公共施設のライフサイクルコストが低減し、維持・修繕が適宜行われるなど施設の長寿命化が促進される。また、委託化により経費節減が見込まれる。 | |

(2) 区有財産の有効活用

限りある区有財産を資源としてとらえ、暫定的・本格的活用を問わず、有効活用を検討する。特に大規模なものについては、区全体の視点に立ち、客観的な見地から活用方法を検討する。また、整備時期を勘案しながら、暫定的な利用による財源の確保を図るとともに、行政財産についても、教育と福祉、文化との連携など施策や事業間のより一層の複合的活用を推進する。

| 取組番号 | 項目 | 取り組み内容 | 見込まれる成果 | 実施スケジュール |
|------|------------------------------|---|---|---------------------------------|
| | 担当課 | | | |
| 38 | 区有財産の有効活用 | 区有財産の活用等について検討する。また、本格的な活用が決まっていけないもので条件的に可能なものについては、土地賃貸料の増収という視点から適宜その暫定的利用を行う。 | 土地賃貸料などの収入増が見込める。 | ・17年度検討 ・18年度～21年度適宜実施(暫定利用) |
| | 企画総務課、経理課、該当課 | | | |
| 39 | 校外施設(軽井沢少年自然の家、保田臨海学園)運営の見直し | 校外施設について、引き続き施設運営の効率化を推進するとともに、教育施設として一層の有効活用を図る。 | 自然体験をベースにした学習の場としての有効活用と施設運営の効率化が期待できる。 | ・17年度～21年度推進 |
| | 教育指導課 | | | |

(3) 公社等の見直し

公社の統合と自律的な経営の促進

公社については、区が事業を直接実施するよりも、より効率的かつ弾力的

な事業執行が可能であると見込まれる場合に、その活用を図ってきた。しかしながら、設立趣旨・目的を十分に果たしきれていない面や、区と公社の役割分担と責任の所在が、区民の目から見て不明確となっている例も見受けられた。

したがって、公社は、区とは独立の法人格を持った経営体であることを踏まえて、公社経営のインセンティブを高めることを基本に、今までの区と公社の役割分担や区からの補助・事業委託、指導監督のあり方などを抜本的に見直し、平成17年4月から既存の3公社を1公社体制とする。1公社体制とすることにより、区における様々なニーズや地域課題に対し、まちづくり、産業振興、地域コミュニティといった3公社がそれぞれ担っていた役割を有機的に結びつけ、新たな担い手の育成や自主的な取り組みを支援するとともに、総合的な解決方法の提案や調整を行っていく。

統合後の新公社においては、従前の3公社の事業を整理・統合・拡充し、人々の交流を活発化し、活力あふれる千代田区の実現に寄与するため、派遣職員を縮減して民間の人材を採用し、独自性を発揮した事業展開を行う。財政面では、できる限りの収益確保をめざし、自律的経営を促進する。併せて、公社に対する区の責任ある指導監督体制を確立するとともに、公社の自律的経営を促進するため、経営評価を実施し、経営の効率性・健全性と透明性の確保を図る。

| 取組番号 | 項目 | 取り組み内容 | 見込まれる成果 | 実施スケジュール |
|------|------------------------|---|---|-------------------------|
| | 担当課 | | | |
| 40 | 公社の統合、自律的経営の促進と経営評価の実施 | 3公社を統合し、まちづくり、産業振興、地域コミュニティに関する事業を有機的に結びつけ、総合力を発揮した取り組みを行う。また、民間人材の採用や収益確保による自律的経営を促進する。さらに公社による自己評価・第三者機関による経営評価を行う。 | 公社の経営の健全性、透明性が確保でき、区の説明責任を果たすことができる。また、効果的・効率的経営が可能になる。 | ・17年度準備 ・18年度～21年度推進 |
| | 企画総務課 | | | |

財政援助団体の自律的な経営の促進

財政援助団体である社会福祉法人千代田区社会福祉協議会や、社団法人千代田区シルバー人材センター、千代田区観光協会（任意団体）について、自律的な経営を図るとともに、区との役割分担や補助・事業委託のあり方について、見直しを行う。

| 取組番号 | 項目 | 取り組み内容 | 見込まれる成果 | 実施スケジュール |
|------|----------------|--|-------------------------|---------------------------------------|
| | 担当課 | | | |
| 41 | 財政援助団体のあり方の見直し | 社会福祉法人千代田区社会福祉協議会、社団法人千代田区シルバー人材センター、千代田区観光協会については、経営のインセンティブを高め、自律的な経営を促進する。また、2法人については区からの補助・事業委託のあり方などを見直す。 | 経営努力を促し、経営の自律性の向上が図られる。 | ・17年度見直し ・18年度一部実施 ・19年度～21年度推進 |
| | 商工振興課、福祉総務課 | | | |

(4) 区民サービス向上のための改善

区民サービスの向上

区民の目線に立った質の高い行政サービスを推進していくためには、区政のサービスは顧客である区民が選択できないサービスであることを職員一人ひとりが十分認識し、区民と区政との最初の接点である窓口サービスについて、継続的に質的向上を図る必要がある。そのため、職員の接遇向上を推進し、開庁・開館日及び時間の拡大を検討するほか、新庁舎における総合窓口の開設を行うとともに、IT（情報通信技術）を活用した「e-千代田」（電子区役所）の実現を視野に入れ、区民本位の区政サービスをめざす。また、窓口などの現場での区民の声を貴重な提案と捉えて、新たなサービスを開発する体制をつくっていく。

| 取組番号 | 項目 | 取り組み内容 | 見込まれる成果 | 実施スケジュール |
|------|--------------------|--|--|--------------|
| | 担当課 | | | |
| 42 | 職員の接遇向上運動の推進 | 引き続きフレッシュサービス推進委員会等を通じた全庁的な職員の接遇向上運動を推進するとともに、継続的改善を図るため第三者によるサービス評価を実施する。 | 職員の接遇能力の向上が図られ、区民が気持ちよく区役所を訪れたり、電話などによる問い合わせ等に対応することができるようになる。 | ・17年度～21年度推進 |
| | 職員課 | | | |
| 43 | 施設・窓口の開館日・開館時間の見直し | 施設・窓口の延長開庁については、本庁舎で毎週水曜日に窓口開庁延長（19:00まで）を行っているが、引き続き区民の利便性とコストを比較検討した上で、土・日曜等の開庁・開館も検討していく。 | 区民ニーズが高い曜日・時間帯に開庁・開館することにより、区民サービスが向上する。 | ・17年度～21年度推進 |
| | 企画総務課、該当課 | | | |

| | | | | |
|------|---|--|---|--|
| (再掲) | (再掲) 課・係の再編、 統廃合 | 総合窓口、ワン・ストップ・サービス供給体制の整備 (企画総務課、戸籍住民課) 新庁舎整備に伴い、戸籍、住民記録、税証明などの事務を総合的に担当する組織を設置し、ワン・ストップ・サービスの実現を目指す。 | 区民サービスの向上が見込まれる。 | |
| 44 | 区民の声を反映した新しいサービス開発の推進 企画総務課、該当課 | 区民の声を新しい行政サービスの開発に役立てるシステムを確立する。 | 区民ニーズに柔軟に対応したサービスの事業化が見込まれる。 | ・17年度～ 21年度 推進 |
| 45 | 申請・届出等の電子化の推進と手段の多様化 情報システム課 | 24時間いつでも家庭や職場に居ながらにして行政手続きが行えるよう、申請・届出等の手続きの電子化を進める。あわせて、誰もがITの成果を享受できるように支援するとともに、IT機器に馴染みの薄い人にとっても利用しやすいシステムの導入など、アクセス手段の多様化に取り組む。 | 24時間、365日、どこからでも区に申請を出すことができるようになり、区民の利便性が大幅に向上する。また、電子化による効率化が見込まれる。 | ・17年度 一部実施 ・18年度～ 21年度 順次拡大 |
| 46 | 公金支払い手段の多様化 情報システム課、保険年金課、税務課、収入役室 | コンビニエンスストアを利用した払込みやマルチペイメントシステムを利用した公金オンライン支払いなど、公金支払い手段の多様化を推進する。 | 個々のニーズに即した支払いが可能になりサービスの向上が見込まれる。また、収納率の向上も見込まれる。 | ・17年度 一部実施 ・18年度 順次拡大 ・19年度～ 21年度 実施 |

ITを活用した業務改革

各種内部事務の情報システムを統合した「統合事務管理システム」の導入にあたっては、現在の事務執行方法を抜本的に見直し、簡素化・効率化を図るほか、広報千代田の電子媒体による配布など、ITを活用した業務改革を推進する。また、電子調達の導入により、契約業務の効率化と透明性の向上を図る。

| 取組番号 | 項目 | 取り組み内容 | 見込まれる成果 | 実施スケジュール |
|------|---------------------|--|--|--|
| | 担当課 | | | |
| 47 | 事務執行方法の見直しに基づくシステム化 | 電子決裁基盤を構築し、文書管理・情報公開・財務会計など情報システムを統合した「統合事務管理システム」を構築する。 | 決裁の迅速化、文書情報の共有化が図られる。 | ・17年度準備 ・18年度一部実施 ・19年度実施(完了) |
| | 企画総務課、情報システム課 | | | |
| (再掲) | (再掲) 課・係の再編、統廃合 | ITを活用した業務改革推進体制の整備 (企画総務課、情報システム課) | 行政執行の質的向上と業務効率改善が推進され、最小の費用で最大の成果を挙げる区政運営が図られる。 | |
| | | 事務の執行方法の抜本的見直しと庁内のIT化を推進する専門組織を設置する。 | | |
| 48 | 「広報千代田」の電子媒体による配布拡大 | 広報千代田について、ホームページやメールマガジン等の電子媒体による配布を拡大し、紙による発行部数を削減する。 | 効果的・効率的な情報伝達が可能になるとともに、経費節減が見込まれる。 また、環境配慮活動として紙資源の削減が図られる。 | ・17年度大丸有地区切替推進 ・18年度大丸有地区折込廃止 ・19年度～その他地区切替推進 |
| | 広報広聴課 | | | |
| 49 | 電子調達の導入 | インターネットを活用した電子調達を実施するとともに手続きの簡素化、迅速化を図る。 | 業務効率の向上と入札参加者の負担軽減が図られる。 | ・17年度調査検討 ・18年度一部実施 ・19年度実施(システム化完了) ・20年度～21年度推進 |
| | 情報システム課、経理課 | | | |

3. 区民の満足度と成果を重視する区政への転換

(1) 行政評価制度の改善、PDCAサイクルの確立

区民への説明責任のより一層の徹底、事業の継続的な改善や見直し、費用に対するより大きな効果をめざした区政運営を徹底するため、これまで実施してきた行政評価や組織経営評価(バランス・スコアカード)等を改善し、事業の業績を次の事業内容や予算に反映させていく総合的な仕組みを確立する。あわせて、これらの評価制度を体系化し、それぞれの役割を明確にし、活用しやすいものにする。

このような行政評価制度等の改善により、企画立案(PLAN) 事業執

行（D O） 検証・評価（C H E C K） 見直し（A C T I O N）を行うP D C Aサイクルを確立する。これにより、施策や事務事業の必要性、効率性、効果を十分点検し、事業の継続、拡大、見直し、廃止などの検討を行い、予算編成にフィードバックさせていくことで、より区民満足度の高い区政を推進する。

| 取組番号 | 項目 | 取り組み内容 | 見込まれる成果 | 実施スケジュール |
|------|-------------------------|--|---|--|
| | 担当課 | | | |
| 50 | 行政評価手法の統合と予算・事業執行との連動強化 | 従来の行政評価手法（施策評価、事務事業評価、バランス・スコアカード等）を統合した新しい行政評価手法を確立し、併せて予算や事業執行との連携を強化していく。 | 行政評価の結果を予算編成や事業執行にフィードバックすることができるようになり、P D C Aサイクルと成果重視の区政運営が推進される。 | <ul style="list-style-type: none"> ・17年度 一部実施 ・18年度 準備 ・19年度 実施（システム化完了） ・20年度～21年度 推進 |
| | 企画総務課、全課 | | | |

（2）外部評価制度等の導入

既に福祉部門等で実施しているサービスの第三者評価を充実し、サービス向上や区民への説明責任を果たしていく。区の直営事業か否かを問わず実施していくが、特に直営でない民間開放により実施する事業については、継続的に外部評価を採り入れ、サービス水準の維持・向上を図っていく必要がある。あわせて、事務執行に対するチェック機能を充実し、区政の透明性や信頼性を高めるため、包括外部監査制度の導入を検討する。

| 取組番号 | 項目 | 取り組み内容 | 見込まれる成果 | 実施スケジュール |
|------|--------------|--|--|--------------|
| | 担当課 | | | |
| 51 | 各種外部評価制度等の推進 | 各事業部において、第三者によるサービス評価を実施する。あわせて包括外部監査制度の導入を検討する。 | 区民に対する説明責任を果たすことができ、区政の透明性や信頼性の向上が見込まれる。また、サービス向上や新しい区民ニーズの発掘も期待できる。 | 17年度～21年度 推進 |
| | 企画総務課、該当課 | | | |

4．財政の健全化

（1）経常的経費の見直しと財政体質の改善

回復傾向とは言われるものの、今後の景気回復の動向は先行き不透明であり、区財政を取り巻く環境は予断を許さない状況にある。

質の高い行政サービスを継続的かつ安定的に提供していくため、財政の硬

直化の主因である経常的経費の不断の見直しに取り組むとともに、企業会計的手法の活用や予算編成手法の改革等を通じ、健全で弾力的な財政体質の構築に努める。

| 取組番号 | 項目 | 取り組み内容 | 見込まれる成果 | 実施スケジュール |
|------|------------|--|------------------------------------|-------------|
| | 担当課 | | | |
| 52 | 企業会計的手法の活用 | バランスシートや行政コスト計算書等の企業会計的手法について、行財政運営にかかる情報をよりよく区政運営に反映できるよう、その利活用に取り組む。 | 民間手法の活用により、行政運営の健全化・透明化と効率化が促進される。 | 17年度～21年度推進 |
| | 財政課 | | | |
| 53 | 予算編成手法の改革 | 予算編成手法について、区民サービスの迅速・適切な提供と予算の効果的・効率的執行を図る観点から、見直しに取り組む。 | 区民サービスの向上と効率化が見込まれる。 | 17年度～21年度推進 |
| | 財政課 | | | |
| 54 | 団体補助金の見直し | 区が支出する団体に対する補助金について、補助金支出の必要性・効果性の観点のみならず、公平性・公正性・透明性等の観点から見直す。 | 補助金の公平性、公正性が確保される。 | 17年度～21年度推進 |
| | 財政課 | | | |

(2) 利用者負担の適正化と公平性の確保

区の提供する行政サービスには、あらゆるものにコストがかかっている。区の行政サービスには、道路や公園などのような公共財として、その費用が税で賄われるものと、サービスを利用した人が適正かつ公平に負担すべきものがある。特に、利用によって受けた利益と負担が明確に対応するような行政サービスについては、適正な利用者負担を求めることが、公平性・公正性の観点からも妥当と考えられる。したがって、行政サービスを性格・性質により分類し、

区民生活にとって必需的なものか、選択的なものか

公共性の高いものか、民間でも同様なサービスの提供が可能なものかに応じて、適正な利用者負担を設定する。

もとより、行政サービスに係る経費の節減は、原価の削減とともに、利用者負担の軽減にもつながるものであるから、区は民営化や指定管理者制度、民間委託などの民間開放、職員人件費の削減など、利用者負担の軽減を推進する。

| 取組番号 | 項目 | 取り組み内容 | 見込まれる成果 | 実施スケジュール |
|------|----------------------|---|--------------------------------|-------------|
| | 担当課 | | | |
| 55 | 行政サービス提供にかかる使用料等の見直し | 行政サービスについては、区民と区民以外の利用者負担のあり方を踏まえつつ、公平性の観点から、おおむね3年を目途に見直しを行い、その適正化を推進する。 | 行政サービスの利用と税等の負担の公平性・公正性が確保される。 | 17年度～21年度推進 |
| | 財政課 | | | |

(3) 財源の確保

区民のニーズに安定的、継続的に対応して行政サービスを提供していく強い財政を確立していくため、歳入の最大限の確保を図るとともに、歳出総量を抑制し、財政構造の改革、健全性の確保を推進する。

| 取組番号 | 項目 | 取り組み内容 | 見込まれる成果 | 実施スケジュール |
|------|---------------|--|---|-------------|
| | 担当課 | | | |
| 56 | 収入率の向上と滞納の減少 | 引き続き現年度滞納者への早期対応や、高額滞納者への重点的対応を行い、収入率の向上と滞納の減少を図る。 | 行政サービスの利用と税等の負担の公平性・公正性が確保されるとともに、収納率の向上も見込まれる。 | 17年度～21年度推進 |
| | 税務課、保険年金課、該当課 | | | |

5. とともに担う地域経営

(1) 区政の発信と透明性の向上

千代田区に住み、働き、学び、集う100万人を活力として、地域社会への関心や自治意識と連帯感を共有しながら、ともにまちづくり・地域経営を担っていく、協働社会にふさわしい自治を進めていくため、政策決定過程を含めて区政に関わる情報を、積極的に提供していく。

| 取組番号 | 項目 | 取り組み内容 | 見込まれる成果 | 実施スケジュール |
|------|-------------------|--|---|-------------|
| | 担当課 | | | |
| 57 | インターネットによる情報提供の推進 | 広聴内容や政策決定過程等をホームページ上で公開するなど、個人情報の保護に配慮しつつ、従来の枠に囚われない積極的な情報提供を推進する。 | ITを活用した情報公開手段の多様化と積極的な情報開示により、区民等に対する説明責任を果たすことができ、区行政の透明性が確保される。 | 17年度～21年度推進 |
| | 広報広聴課、全課 | | | |

(2) 双方向での区政情報の共有

ともに地域経営を担っていく、協働社会にふさわしい自治を進めていくた

めには、双方向での区政情報の共有が重要である。

区民の声から生まれ、全国に先駆けて実施した生活環境条例の取り組みは、その良い例といえる。

さらに、区政の重要な課題を提起する政策提案型広報の推進などにより、双方向で意見交換を行い、区民等とともに政策を形成し取り組む基盤を整えていく。

| 取組番号 | 項目 | 取り組み内容 | 見込まれる成果 | 実施スケジュール |
|------|------------------|---|---|-----------------------------------|
| | 担当課 | | | |
| 58 | 政策提案型広報の推進 | 広く区民の意見を聴くとともに、双方向の意見交換を行う政策提案型の広報を推進する。 | 区民の意見をより幅広く聴取することができ、区と区民の協働の促進が見込まれる。また、区の説明責任を果たすことができる。 | ・17年度～21年度 推進 |
| | 広報広聴課、全課 | | | |
| 59 | インターネットホームページの改善 | インターネットにより、区民が必要とする情報を素早く的確に提供するとともに、積極的に政策広聴を行うため、画面構成の全面改訂や検索機能の強化など、ホームページ環境を一層充実していく。 | 区政情報を区民等に素早く、分かりやすく伝達できるようになる。また広聴機能拡大による、区と区民の協働の促進が期待できる。 | ・17年度 全面改訂 ・18年度～21年度 推進 |
| | 広報広聴課、全課 | | | |

(3) 区民・地域との協働の拡充

地域経営の担い手としての区民・NPO・ボランティア等の支援体制を拡充するほか、企業・大学等を含め、連携・協働の体系化と推進を図る。

| 取組番号 | 項目 | 取り組み内容 | 見込まれる成果 | 実施スケジュール |
|------|--------------------------------|--|--------------------------------------|------------------|
| | 担当課 | | | |
| 60 | NPO・ボランティア等の支援体制の拡充 | ボランティアセンター、公社など区の協力組織をNPO・ボランティア等の育成を支援する組織として整備していく。 | NPO・ボランティア等の育成が推進される。 | ・17年度～21年度 推進 |
| | 企画総務課 | | | |
| 61 | 区民・NPO・ボランティア・企業・大学等との連携・協働の推進 | 区民・NPO・ボランティア・企業・大学等とともに区政を担う人々との連携を強化し、それぞれの特長を活かした協働事業を行うため、協働の体系化を行い、役割を明確にする。また、NPO・ボランティア等による政策提案事業を拡充する。 | NPO・ボランティア等の育成が推進され、地域経営のための協働が進展する。 | ・17年度～21年度 推進 |
| | 企画総務課 | | | |

取り組み事項 新旧対照表

| 現行の取り組み 【継】継続 【完】完了 【直】見直し | 改定後の取り組み 【継】継続 【拡】拡充・強化 【新】新規 |
|---|--|
| 区民満足度の高い区政運営の確立 | |
| 内部努力の徹底 | 内部努力の徹底・職員のやる気に応えるしくみづくり |
| 成果主義の人事管理と職員人件費の抑制 | 成果主義の人事管理と職員人件費の抑制 |
| 能力・業績重視の人事・給与制度の確立 | 職員のやる気に応える人事・給与制度の確立 |
| 【継】総合決定型給料表の見直し 【継】人事考課制度の活用 【完】名誉昇給の見直し 【継】勤奨手当への成績率の導入 【継】特別昇給・昇格制度の適正な運用 【完】昇給停止年齢の引き下げ 【完】職員希望降任制度の導入 | 【継】職員がやりがいを持って職務に専念できるようになる人事制度の運営 【新】職員公募制度、スペシャリスト認定制度の導入 【新】職員表彰制度の見直し |
| | 主体性を重視した職員の能力開発 |
| | 【新】研修体系の見直しとポイント制度の導入、OJT講師資格の付与及び人材バンク登録制度の導入 |
| 総人件費の削減 | 総人件費の削減 |
| 【継】職員定数の削減 【完】勸奨退職の促進 【完】新規採用の抑制 【完】再任用職員等の適正管理 【完】臨時職員の削減 【完】超過勤務手当の削減 【完】特別職の調整手当及び退職手当の削減 | 【継】職員数の削減 |
| 組織・機構の見直し | 組織・機構の見直し |
| 庁内分権の推進と部の再編 | 庁内分権の推進 |
| 【継】事業部制の導入と各部への権限委譲の促進 【完】事業実施部門の再編・統合 【完】政策立案機能の強化 | 【継】事業部制の推進と組織の活性化 |
| 課・係の再編とフラット化 | 課・係の再編、統廃合 |
| 【継】課の再編 【完】小規模係の再編とグループ制などの導入 【継】管理職ポストの削減 【継】ワン・ストップサービス供給体制の整備 【完】子育て推進体制の整備 【完】学習・スポーツ、文化施策の一元的実施体制の整備 | 【継】課・係の再編、統廃合 【新】公共財産の一括管理体制の整備 【新】ITを活用した業務改革推進体制の整備 【新】総合窓口、ワン・ストップ・サービス供給体制の整備 |

| <p style="text-align: center;">現行の取り組み 【継】継続 【完】完了 【直】見直し</p> | <p style="text-align: center;">改定後の取り組み 【継】継続 【拡】拡充・強化 【新】新規</p> |
|---|---|
| <p>経営的視点を導入した行財政運営の確立</p> | <p>経営的視点を導入した行財政運営の確立</p> |
| <p>民間活力の導入</p> | <p>公共サービスの民間開放の推進</p> |
| <p>民営方式の導入</p> | <p>サービス向上のための最適なサービス提供方式の選択</p> |
| <p>【継】特別養護老人ホーム、在宅サービスセンターの民営方式の導入 【継】区立保養施設等の民営方式の導入 【継】障害者福祉施設の民営方式の導入 【継】保育園の民営方式の導入</p> | <p>【新】公共サービスの民間開放の推進</p> <hr/> <p>民営化等の推進</p> <p>【継】箱根千代田荘の民営化 【継】湯河原千代田荘の民営化または指定管理者制度の導入 【新】万世会館の民営化または指定管理者制度の導入 【継】保育園の民営化または指定管理者制度の導入 【拡】学校施設の有効活用と児童館・学童クラブ運営体制の見直し</p> <hr/> <p>公の施設の指定管理者制度の導入</p> <p>【継】孺恋自然休養村への指定管理者制度の導入 【継】ちよだパークサイドプラザへの指定管理者制度の導入 【新】内幸町ホールへの指定管理者制度の導入 【新】千鳥ヶ淵ボート場への指定管理者制度の導入 【新】総合体育館への指定管理者制度の導入 【新】社会教育会館への指定管理者制度の導入 【継】(仮称)障害者福祉センターへの指定管理者制度の導入 【継】障害者通所授産施設への指定管理者制度の導入 【継】いきいきプラザ一番町への指定管理者制度の導入 【継】岩本町ほほえみプラザへの指定管理者制度の導入 【新】高齢者センターへの指定管理者制度の導入 【継】西神田在宅サービスセンターへの指定管理者制度の導入 【新】区立・区営・区民住宅への指定管理者制度の導入 【拡】図書館運営への指定管理者制度の導入</p> |
| <p>民間委託の推進</p> | <p>民間委託の推進</p> |
| <p>【継】情報システムの業務委託 【継】自動車運転、電話交換業務の業務委託 【継】学校・保育園給食調理の業務委託 【継】学校警備の業務委託 【継】公共施設の設計等の委託拡大 【継】道路・公園維持管理の業務委託 【継】公共施設管理運営の業務委託 【直】保養施設受付業務のエージェント化等 【継】検査業務の委託 【継】児童館等の管理運営体制の見直し</p> | <p>【新】夜間受付業務・防災対策員業務の統合 【継】情報システムの業務委託 【継】自動車運転の業務委託 【継】保育園給食調理の業務委託 【継】保健所検査の業務委託 【拡】公共施設の設計、維持管理、修繕、施設保全等の委託拡大 【継】道路公園、生活環境条例関係業務の見直し 【継】学校警備の機械化 【継】学校給食調理の業務委託</p> |
| <p>バウチャー制度の導入</p> | |
| <p>【完】(仮称)生涯学習バウチャー制度の導入 【直】(仮称)保養施設バウチャー制度の導入 【直】(仮称)福祉バウチャー制度の導入</p> | |

| <p style="text-align: center;">現行の取り組み 【継】継続 【完】完了 【直】見直し</p> | <p style="text-align: center;">改定後の取り組み 【継】継続 【拡】拡充・強化 【新】新規</p> |
|--|---|
| <p>P F I等の導入</p> <p>【継】P F I手法等による公共施設整備の推進</p> | <p>施設経営力の強化</p> <p>【拡】民間資金やノウハウを活用した手法による公共施設整備の推進 【拡】公共施設の設計、維持管理、修繕、施設保全等の委託拡大再掲 【新】公共財産の一括管理体制の整備再掲</p> |
| <p>区有施設の有効活用</p> <p>【継】区民施設・校外施設の廃止 【継】区有地の売却促進 【継】学校施設の有効活用の促進 【直】千代田区資産アセスメントの実施</p> | <p>区有財産の有効活用</p> <p>【継】区有財産の有効活用 【継】校外施設（軽井沢少年自然の家、保田臨海学園）運営の見直し</p> |
| <p>公社の見直し</p> <p>3 公社体制の見直し</p> <p>【完】区と（財）千代田区街づくり推進公社との役割分担の見直し 【完】区と（財）ちよだち中小企業センターとの役割分担の見直し 【完】区と（財）千代田区コミュニティ振興公社との役割分担の見直し 【完】既存の3 公社体制の見直し</p> | <p>公社等を見直し</p> |
| <p>公社の自律的な経営の促進</p> <p>【継】定額補助制度の導入 【継】利用料金制度の導入 【継】経営評価の実施 【継】公社経営の透明性の確保</p> | <p>公社の統合と自律的な経営の促進</p> <p>【拡】公社の統合、自律的な経営の促進と経営評価の実施</p> |
| <p>公社独自の人事・給与制度の確立</p> <p>【完】公社に対する区派遣職員の条件整備 【継】公社固有の人事・給与体系の整備 【継】勤務時間の弾力化 【完】公社の役員報酬の削減及び退職金の廃止</p> | <p>財政援助団体の自律的な経営の促進</p> <p>【新】財政援助団体のあり方の見直し</p> |
| <p>区民サービス向上のための事務改善</p> <p>窓口サービスの向上</p> <p>【継】窓口サービス改善運動の展開 【継】施設の開館日、開館時間の見直し 【継】申請・届出手続きの電子化と手段の多様化</p> | <p>区民サービス向上のための改善</p> <p>区民サービスの向上</p> <p>【継】職員の接遇向上運動の推進 【継】施設・窓口の開館日・開館時間の見直し 【拡】総合窓口、ワン・ストップ・サービス供給体制の整備再掲 【新】区民の声を反映した新しいサービス開発の推進 【拡】申請・届出等の電子化の推進と手段の多様化 【新】公金支払い手段の多様化</p> |
| <p>事務改善の促進</p> | <p>I T（情報技術）を活用した業務改革</p> <p>【新】事務執行方法の見直しに基づくシステム化 【新】I Tを活用した業務改革推進体制の整備再掲 【新】「広報千代田」の電子媒体による配布の拡大 【新】電子調達の導入</p> |

| <p style="text-align: center;">現行の取り組み 【継】継続 【完】完了 【直】見直し</p> | <p style="text-align: center;">改定後の取り組み 【継】継続 【拡】拡充・強化 【新】新規</p> |
|---|---|
| <p>外部評価制度の導入</p> <p>【直】包括外部監査制度導入の検討</p> | |
| <p>区民の満足度と成果を重視する区政への転換</p> | <p>区民の満足度と成果を重視する区政への転換</p> |
| <p>行政評価制度の導入</p> | <p>行政評価制度の改善、P D C Aサイクルの確立</p> |
| <p>【完】行政評価制度の導入</p> | <p>【拡】行政評価手法の統合と予算・事業執行との連動強化</p> |
| <p>P D C Aサイクルの確立</p> | |
| <p>(外部評価制度の導入)</p> | <p>外部評価制度等の導入</p> |
| <p>(【直】包括外部監査制度導入の検討)</p> | <p>【継】各種外部評価制度等の推進</p> |
| <p>財政の健全化</p> | <p>財政の健全化</p> |
| <p>財政体質の改善</p> | <p>経常的経費の見直しと財政体質の改善</p> |
| <p>【継】経常的経費の見直し 【継】施設の維持管理経費の効率化 【継】各種補助・助成等の見直し</p> | <p>【新】企業会計的手法の活用 【新】予算編成手法の改革 【継】団体補助金の見直し</p> |
| <p>利用者負担の適正化</p> | <p>利用者負担の適正化と公平性の確保</p> |
| <p>【継】行政サービス提供にかかる使用料などの見直し 【完】講座等の費用負担の見直し</p> | <p>【継】行政サービス提供にかかる使用料等の見直し</p> |
| <p>財源の確保</p> | <p>財源の確保</p> |
| <p>【直】税源の移譲 【直】都区財政調整制度の改善 【継】収入率の向上と滞納の減少 【完】基金の適切な活用 【直】法定外目的税の研究</p> | <p>【継】収入率の向上と滞納の減少</p> |
| | <p>ともに担う地域経営</p> |
| | <p>区政の発信と透明性の向上</p> |
| | <p>【新】インターネットによる情報提供の推進</p> |
| | <p>双方向での区政情報の共有</p> |
| | <p>【新】政策提案型広報の推進 【新】インターネットホームページの改善</p> |
| | <p>区民・地域との協働の拡充</p> |
| | <p>【新】N P O・ボランティア等の支援体制の拡充 【新】区民・N P O・ボランティア・企業・大学等との連携・協働の推進</p> |